選挙関係費	4,040,430,321	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,477,937,251	
機関紙誌の発行事業費	406,732,285	
宣伝事業費	1,071,204,966	
調査研究費	296,251,692	
その他の経費	5,046	
合　　計	18,892,959,060	

○総務省告示第百八十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十六年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年五月三十日　　総務大臣　山本　早苗

〔自由民主党〕自由民主党滋賀県第三選挙区支部の項6中

「	光熱水費	182,596	
	備品・消耗品費	1,483,956」	を
「	光熱水費	178,218	
	備品・消耗品費	1,488,334」	に改め、

同項7中

「	一件五万円未満の計	1,110,891	
	合　　計	1,483,956」	を
「	一件五万円未満の計	1,115,269	
	合　　計	1,488,334」	に改める。

〔自由民主党〕自由民主党京都府第四選挙区支部の項6中

「	光熱水費	282,147	
	事務所費	1,576,872」	を
「	光熱水費	281,294	
	事務所費	1,577,725」	に改め、

同項7中

「	一件五万円未満の計	476,872	
	合　　計	1,576,872」	を
「	一件五万円未満の計	477,725	
	合　　計	1,577,725」	に改める。

〔自由民主党〕総括文書（支部分）の要旨の項6中

「	光熱水費	78,771,031	
	備品・消耗品費	451,047,579	を
	事務所費	971,117,424」	
「	光熱水費	78,765,800	
	備品・消耗品費	451,051,957	に改める。
	事務所費	971,118,277」	

〔自由民主党〕総括文書（本部分・支部分）の要旨の項6中

「	光熱水費	78,771,031	
	備品・消耗品費	466,084,008	を
	事務所費	1,732,758,860」	
「	光熱水費	78,765,800	
	備品・消耗品費	466,088,386	に改める。
	事務所費	1,732,759,713」	

○総務省告示第百八十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十七年総務省告示第三百二十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年五月三十日　　総務大臣　山本　早苗

〔自由民主党〕自由民主党千葉県第九選挙区支部の項6中

「	人件費	7,447,461		
	事務所費	1,440,000」		を
「	人件費	7,209,555		
	事務所費	1,677,906」		に改め、

同項7中

「	家賃（1月～12月分）	1,440,000	(有)ジュンカンパニー 千葉市	の次に、
「	電話設備工事代	237,906	(有)マツモト通信工業 富里市	を加え、
「	合　　計	1,440,000		を
「	合　　計	1,677,906		に改める。

〔自由民主党〕自由民主党新潟県第二選挙区支部の項7を次のように改める。

7	支部政党交付金による支出の内訳	
	経常経費	6,388,057
	人件費	4,558,803
	光熱水費	199,759
	備品・消耗品費	551,537
	事務所費	1,077,958
	政治活動費	12,823,626
	組織活動費	2,655,557
	選挙関係費	7,000,000
	機関紙誌の発行その他の事業費	3,141,269
	機関紙誌の発行事業費	698,261
	宣伝事業費	2,443,008
	調査研究費	26,800
	合　　計	19,211,683

同項8中

「	一件五万円未満の計	259,159		
	合　　計	259,159		を
「	一件五万円未満の計	551,537		
	合　　計	551,537		に改め、
「	車上運動員休泊費	151,200	燕三条ワシントンホテル 燕市	を削り、
「	合　　計	2,806,757		を
「	合　　計	2,655,557		に改め、